

第6章 環境配慮指針

- 1．環境配慮指針の考え方
- 2．環境配慮を進めるしくみ



1. 環境配慮指針の考え方

あらゆる日常生活や事業活動が、地域の環境や地球環境に大きな影響を与えています。したがって、本計画がめざす望ましい環境像を実現するためには、市はもとより、市民、事業者を含めた三者がそれぞれの立場で、環境への配慮を実践していくことが必要です。

環境への影響の要因となる行為は、生活や事業活動の様々な場面により影響の内容や程度も異なるため、環境への配慮の仕方も多種多様となりますが、その前提として共通に理解しておくべき原則的な考え方を示します。

このような考え方を頭に置きながら、各主体が以下の配慮指針を活用し、あらゆる活動の場面で、環境に配慮した行動を自主的・積極的に行っていくことが求められます。

取り組みの基本姿勢

【汚染者負担の原則】 環境汚染者が環境破壊や健康被害が起こらないよう汚染防止にともなう費用を負担し、必要な対策を講じるべきであるとする考え方
(例) 公害防止事業費事業者負担法

【予防の原則】 環境や健康への影響が具体的にあらわれず、因果関係が証明されていなくとも、取り返しがつかない危険性を避けるため、早い段階で対応していく“未然予防”の姿勢で取り組むこと
(例) 地球温暖化に係る対策、PM2.5に係る健康被害の可能性



《 環境配慮方法を考える5つの視点 》

避ける

環境への影響の要因となる行為の全部又は一部を実行しないことで、影響が発生することを避けること
(例) 夜更かししてテレビを見るのをやめ、電力消費量を抑える
不法投棄や野焼き等、廃棄物の不適正処理はやめる

減らす

行為の程度や規模を縮小したり、適切な対策を行うことで、影響が最小となるように減らすこと
(例) ガソリン消費量を減らすため、外出手段を自動車から電車で替える

直す

行為の結果、環境が影響を受けた場合、そのものを直し、元通りにすること
(例) 生活排水で汚れがたまった側溝の掃除をして、きれいな水の流れを取り戻す

おき替える

損なわれたり失われる環境の代わりに、同等の環境を他の場所や方法で置きかえて提供すること
(例) 家を建てるために伐採した林の代わりに、他の空地に植林して林をつくる

創る

行為を通じて、新たにより豊かな環境を創造する等、プラス効果を創り出すこと
(例) 埋立造成した土地に工場をつくる時に、林と池をつくり野鳥を呼び寄せる

(1) 主体別指針

市民、事業者、市は、それぞれの活動内容に応じて、環境への配慮内容が異なるため、主体ごとに配慮事項を示します。

市民

市民は、ライフスタイルを見直し、日常生活における環境への負荷の低減や、自発的な環境学習や環境保全活動の実践・参加が求められます。また、他の主体と連携し、ともに取り組んでいくこと等が求められます。

そこで、これらの行動を求める指針として、市民が環境に配慮すべき事項を「資料編」に示します。

事業者

事業者は、自らの事業活動が環境に及ぼす影響を把握し、環境への負荷の低減に向けた取り組みを進めるとともに、企業市民としての役割や社会的責任を踏まえた環境経営に努めることが求められます。また、地域社会の一員として、他の主体と連携し、地域の環境保全活動に参加・協働・支援すること等が求められます。

そこで、これらの行動を求める指針として、事業者が環境に配慮すべき事項を「資料編」に示します。

市

市は、環境に関する基本的な施策を策定・実施するとともに、一事業者として、市民及び事業者に率先して、環境への負荷の低減に向けた取り組みを進めることが求められています。

そこで、これらの行動を求める指針として、市が環境に配慮すべき事項を以下に示します。



1) 市民・事業者の行動提示

市は、次のような枠組みに基づき、市民、事業者に期待する環境配慮事項を提示します。なお、具体的な内容については「資料編」に示します。

市民に期待する行動の枠組み	事業者に期待する行動の枠組み
日常生活での環境負荷低減 生活排水対策のために ・台所、洗濯対策 ・浄化施設の整備 自動車の利用にあたって ・自動車の購入 ・自動車の使用 生活騒音を防止するために 化学物質に対する安全性を確保するために 自然とのふれあいのために ・緑や水辺とのふれあい ・生き物とのふれあい 快適なまちづくりのために ・まち並みの保全 ・その他 エネルギーを効率的に利用するために ・未利用エネルギーの利用 ・省エネルギー型機器の購入等 ・機器の使用等 資源を循環的に利用するために ・商品の購入等 ・再使用・再資源化 ・水利用の合理化等 地球環境保全への貢献に向けて 環境学習・環境保全活動への参加 環境についての学習 保全活動への参加 協働での実践 環境情報の提供 各主体との協働	事務・事業での環境負荷低減 大気・騒音・排水対策のために ・大気汚染物質等の排出量の削減 ・カラオケ騒音等の近隣騒音対策 自動車の利用にあたって ・自動車の購入 ・自動車の使用 化学物質に対する安全性を確保するために 自然とのふれあいのために 快適なまちづくりのために ・まち並みの保全 ・その他 エネルギーを効率的に利用するために ・省エネルギー・未利用エネルギーの利用 ・省エネルギーに配慮した機器・設備の導入及び管理 資源を循環的に利用するために ・消耗品等の購入 ・用紙類の購入・使用 ・廃棄物の適正処理 ・環境にやさしい製品の製造・販売の取り組み ・水の有効利用 ・再使用・再資源化 ・建築等における取り組み 地球環境保全への貢献に向けて 組織体制の整備 環境管理の取り組み 社内教育の取り組み 協働での実践 各主体や他事業者との協働 環境情報の提供

2) 事業者への環境マネジメントシステム*の推進

事業者が、環境配慮行動をより着実に推進していくためには、環境マネジメントシステム*の構築が望ましいと考えます。大手事業者にはISO14001が普及してきていますが、中小事業者にとっては、規格が難解で費用負担も大きい等の理由からISO14001の認証取得を行うことは難しいのが実情です。

そこで、中小事業者の環境経営を促進するため、中小事業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステム*である環境活動評価プログラム（エコアクション21）ガイドライン（環境省策定）等に基づく、エコアクション21の認証登録を推進します。

推進に向けて、市では以下のような事業に取り組みます。

- ・エコアクション21の周知
- ・エコアクション21導入に向けたセミナー
- ・認証取得のための実践講座の開設
- ・認証取得に要した経費の補助

- 3) 参加・協働による取り組みへの誘導・強化（「第7章 1. 協働による推進」に示します）
- 4) 環境教育・学習の推進（「第7章 1. 協働による推進」に示します）
- 5) 環境情報の整備・提供（「第7章 1. 協働による推進」に示します）
- 6) 事務・事業での環境負荷低減（「資料編」に示します）

(2) 事業別指針

開発・改修事業や建築物の建築等の事業は、利便性の向上や快適な居住環境の確保等、それぞれの目的に沿って実施されますが、事業の実施にともなって、環境に影響を及ぼすことが懸念されます。したがって、本計画がめざす望ましい環境像を実現するためには、各事業の特性に応じて、事業の計画段階や実施段階で環境保全上の配慮を適切に組み込むことが必要です。

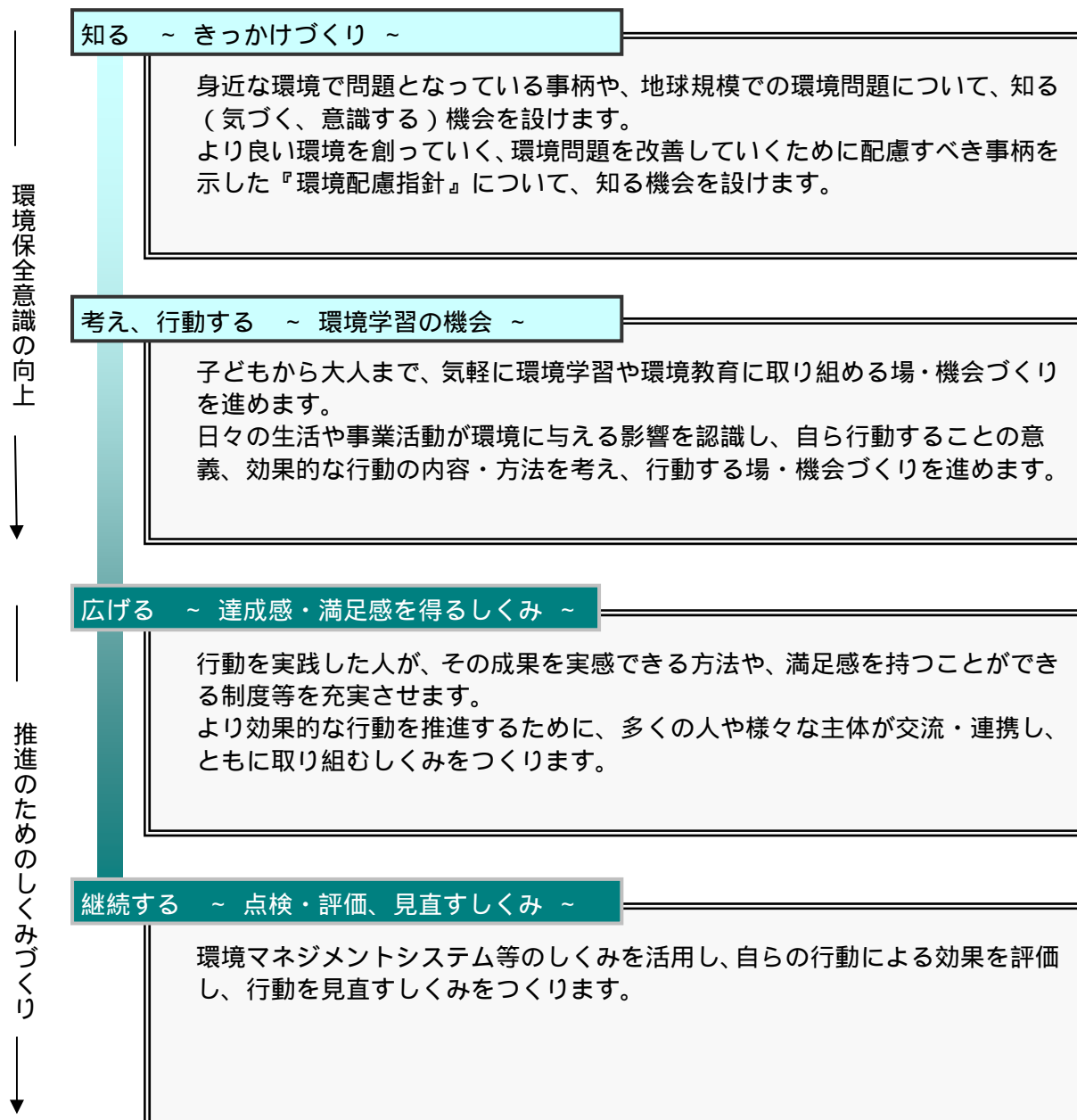
事業を実施する主体が、この配慮指針を活用し、あらかじめ環境に与える影響を認識し、環境への配慮を実践していくことが求められます。

なお、具体的な内容は、各事業に共通する環境配慮事項と個別の事業ごとに特有の環境配慮事項に分けて、「資料編」に示します。

事業種別	配慮内容
交通系事業	道路の新設、拡幅及び改良や鉄軌道の新設等の事業に関し、自然環境や沿線の生活環境等に配慮すべき事項を示します。
河川・水路等に関する事業	護岸工事等の河川改修や水路整備等の事業に関し、水循環や水辺の自然・動植物環境等に配慮すべき事項を示します。
下水道整備事業	下水道の整備は、生活排水対策の一つとして河川等公共用水域の水質汚濁の防止に大きく寄与していますが、さらに環境の質の向上を図るという視点に立ち、下水道整備事業等に関し、生活環境等に配慮すべき事項を示します。
建築物建設事業	住宅用・業務用等の建築物や学校や病院等の施設の建設に関し、生活環境等に配慮すべき事項を示します。
廃棄物処理施設整備事業	廃棄物の発生抑制を基本に再資源化等のシステムを確立することが急務ですが、適正な処理・処分も不可欠です。廃棄物の処理施設の整備に関し、生活環境等に配慮すべき事項を示します。
埋立事業	公有水面の埋立事業や残土によるため池・谷筋等での埋立事業に関し、水環境や周辺の生態系への影響等に配慮すべき事項を示します。
新しいまちづくり事業	臨海地域等における新しいまちの形成にあたって、良好な水環境の確保、都市内の緑化推進、快適な都市空間の整備、省エネルギーシステムの導入等、環境に配慮すべき事項を示します。
その他の事業	その他環境に影響を及ぼす恐れのある事業については、他の事業ごとに示す配慮事項を組み合わせ、適切な環境配慮に努める必要があることを示します。

2.環境配慮を進めるしくみ

先に示した環境配慮を、各主体が、家庭や職場、地域等の様々な場所・場面で、自発的に取り組んでいくためには、そのきっかけづくりやしきみづくりを進めていくことが必要です。



環境保全意識の向上

1) きっかけづくり

環境問題を知る機会づくり

- ・市内で開催する各種行事、イベント等に、可能な限り環境配慮を啓発する要素の盛り込み
- ・小学校等の施設を活用した環境学習ルームの開設
- ・学校用、生涯学習用のわかりやすく、楽しい視覚的教材、副読本の充実
- ・自然体験学習等の充実による自然環境保全の重要性の意識啓発 等

環境に配慮した行動内容の周知

- ・広報紙やホームページ、地域の掲示板等、様々な媒体を通じた情報の提供
- ・小売店、販売店等との協力による店頭での呼びかけ
- ・各区で実施するエコキャンペーンでの紹介の充実 等

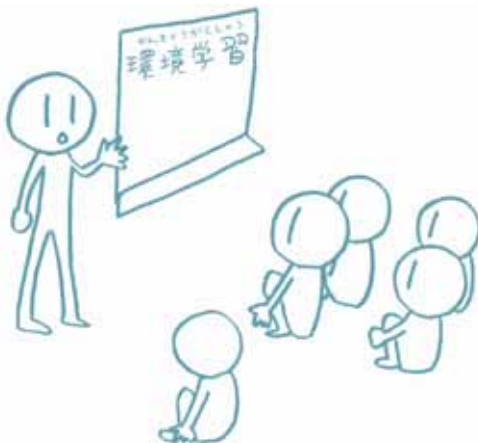
事業者向けの制度づくり

- ・堺市環境影響評価条例、堺市循環型社会形成推進条例等に基づく手続きの周知徹底
- ・より小規模な事業も対象とした自主環境アセスメントの促進
- ・市の業務を受注した事業者を対象として、環境配慮行動の実施状況を報告することを義務づけ 等

2) 環境学習の機会

環境学習・環境教育の場の充実

- ・市民参加・体験型の環境イベント、環境教室、出前講座の充実
- ・児童・生徒の環境意識を醸成するための学校版環境 ISO 認定制度の創設
- ・こどもエコクラブの推進
- ・学校での総合的な学習、課外活動の充実
- ・事業所における環境教育プログラムの構築
- ・環境配慮行動の取り組みのリーダーとなる人材育成の推進 等



推進のためのしくみづくり

1) 満足感・達成感を得るしくみ

コンテスト・表彰制度

- ・環境カルタ・ポスター・川柳等のコンクールの実施
- ・リサイクル活動、省エネルギー活動、環境美化・清掃活動、環境教育活動等、地域や職場で環境の向上に結びつく活動を実施した市民・事業者・団体等の表彰等

ポイント（特典）制度の検討

- ・環境配慮行動の実施に対するポイント制度の導入
貯めたポイントはエコグッズと交換、協力店での買い物に使用 等
- ・学校での環境教育の一環として、省エネ行動の実践
削減された光熱水費の一部を学校に還元 等

ともに取り組むしくみ

- ・自治会等、地域一体となって環境にやさしいまちづくりに取り組むしくみづくり
ニュースレターの発行、リサイクル、清掃活動 等
活動への助成制度 等
- ・商店街等でのエコ運動の推進
エコ商品の販売、マイバック運動 等
- ・市民、環境 NPO、学識経験者、事業者、行政等が一体となって、環境について意見交換し、ともに行動する協議会の創設 等

2) 点検・評価、見直すしくみ

情報提供の充実

- ・市や府、国の制度やプログラム等、推進していくうえで活用可能な情報・資料の入手先、問い合わせ先、相談窓口等の提供
- ・事業者の環境配慮推進のため『関西エコオフィス宣言』に関する情報を提供
- ・事業者、大学と連携した専門的な情報の充実 等

環境マネジメントシステム*の推進

- ・エコ家計簿の活用
電気・ガス等の使用量から CO₂ 排出量を把握し、行動の効果を知る
- ・事業者の環境配慮を推進するため、環境マネジメントシステム* (ISO14001、エコアクション 21 等) の認証取得のための情報提供や、相談窓口、セミナーの開催、ガイドブックの作成 等